

災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）の正会員の所属する施設又は事業所、及び利用者等が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(災害見舞金専用口座の設置)

第2条 本会は、この規程の目的を達成するために「災害見舞金専用口座」を設ける。

(対象災害)

第3条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 風水雪害
- (2) 土砂崩れ、土石流及び地滑り
- (3) 地震
- (4) 火災
- (5) その他前各号に類する災害

(見舞金の範囲)

第4条 見舞金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員の所属する施設又は事業所
- (2) 前号の施設又は事業所の利用者及び職員

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、被災年度において、1災害ごとに、かつ個別の正会員ごとに積算するものとし、別表の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の見舞金額は、予算の都合上増減することができる。

(支給申請)

第6条 正会員は、見舞金の支給を受けようとする場合は、被害状況報告書（様式1）に必要な添付書類を添えて、被災年度内に本会に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により被災年度内に添付書類を準備できない場合は、この限りではない。

(支給決定)

第7条 見舞金の支給の決定は、常任理事会における承認を得て行うものとする。

2 会長は、支給状況を理事会に報告するものとする。

(支給方法)

第8条 見舞金は、正会員の所属する施設又は事業所に対し直接支出する。

(運営)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。ただし、平成21年4月1日に遡って適用する。(平成21年5月15日制定)

附 則

この規程の変更は、理事会の決議の日(平成24年12月6日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、理事会の決議の日(平成26年5月23日)から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和7年6月16日から施行する。ただし、令和6年能登半島地震に係る被害については、令和7年4月1日に遡って適用する。

別表 災害見舞金支給基準

区分	要件	見舞金額
1	災害の被害額が 500 万円以上～ 1,000 万円未満	10 万円
2	災害の被害額が 1,000 万円以上	20 万円
3	正会員の所属する施設又は事業所の職員が死亡した場合	3 万円
4	正会員の所属する施設又は事業所の利用者が死亡した場合	1 万円